

各種保険／特約のお支払事由・ご留意点

当資料に記載のご提案例は、計算基準日における契約者および被保険者の年齢・保険料率・取扱条件を前提としています。
ご提案例における年齢は、満年齢で記載しております。

【当資料における「ご契約」「保険契約」の表記について】 ※「ご契約」は、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。 ※「保険契約」は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。 ※1種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。
【当資料に記載の保険商品における「がん」の表記について】 ※「がん(悪性新生物)」は、約款に定める「悪性新生物」をいい、「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」は含みません。 ※「がん(上皮内新生物等)」は、約款に定める「上皮内新生物」および「皮膚のその他の悪性新生物(皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚の悪性新生物)」をいいます。 ※「がん」は「がん(悪性新生物)」と「がん(上皮内新生物等)」をあわせたものをいいます。
【当資料に記載の保険商品における「先進医療」について】 ※支払対象となる先進医療は、療養・手術等を受けた時点において、厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関に該当している場合に限ります。 ※厚生労働大臣が先進医療として定める医療技術・適応症・医療機関は随時見直しされます。療養・手術等を受けた時点において、先進医療に該当しない場合は、支払対象となりません。

ニッセイみらいのカタチのお支払事由・ご留意点

- 死亡保険金を除く保険金・給付金等のお支払いにあたっては、原因となる傷害や疾病等が責任開始時以後に生じることが必要となります。
- ご契約にあたっては組み合わせができない保険契約がある等所定の制限があります。

死亡のリスクに備えるための保険			
保険名称	お支払事由の概要	お支払いする 保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
終身保険	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
定期保険	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
生存給付金付 定期保険	3年ごとの契約応当日に 生存されていたとき	生存給付金	保険金額×3%
	保険期間満了時に 生存されていたとき	生存給付金	保険金額×30%
	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額

当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

重い病気や介護等のリスクに備えるための保険			
保険名称	お支払事由の概要	お支払いする 保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
新3大疾病 保障保険	所定の3大疾病(がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の事由に該当されたとき	3大疾病保険金	3大疾病保険金額
	または死亡されたとき	死亡 保険金	死亡保障100%型の場合 3大疾病保険金額×100%
			死亡保障10%型の場合 3大疾病保険金額×10%
	所定の特定疾病(がん(上皮内新生物等)・狭心症・急性心筋梗塞・脳動脈瘤・一過性脳虚血発作・脳卒中)と診断確定されたとき、または3大疾病保険金が支払われるとき	特定疾病診断保険金	3大疾病保険金額×10%
特定重度疾病 保障保険	所定のがん検診を受診して、要精密検査等と診断されたことに関する精密検査等をされたとき	がん要精検後検査等給付金	10,000円
	所定の特定重度疾病(肝硬変・慢性膵炎・慢性腎不全・糖尿病・高血圧性網膜症・動脈疾患・臓器移植)により所定の事由に該当されたとき	特定重度疾病保険金	特定重度疾病 保険金額
生活サポート 保険	死亡されたとき	死亡保険金	特定重度疾病保険金額×10%
	身体障害者福祉法に定める1～3級の障がいに該当し、その障がいに対する身体障害者手帳の交付があったとき、または公的介護保険制度に定める要介護2以上と認定されたとき、もしくは180日以上所定の要介護状態が継続したことを診断確定されたとき	初期サポート保険金(100)	100万円
	第1回生活サポート年金の支払事由該当日の毎年の応当日に生存されていたとき	第1回生活サポート年金	生活サポート年金額
	第2回以後の生活サポート年金	第2回以後の生活サポート年金	
認知症 保障保険	身体障害者福祉法に定める4～6級の障がいに該当し、その障がいに対する身体障害者手帳の交付があったとき、または公的介護保険制度に定める要介護1と認定されたとき	初期サポート保険金(50)	50万円
	所定の認知症と診断確定されたとき	認知症診断保険金	認知症診断保険金額
	または死亡されたとき	死亡保険金	認知症診断保険金額×10%
認知症 保障保険	所定の軽度認知障がいと診断確定されたとき	軽度認知障がい診断保険金	認知症診断保険金額×10%

新3大疾病保障保険について
●3大疾病保険金は次の①～③のいずれかに該当したときにお支払いします。 ①責任開始時前を含めて初めてがん(悪性新生物)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(責任開始日から90日以内に診断確定された場合を除く) ②所定の急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき ・初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき ③所定の脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき ・初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ・脳卒中の治療のための手術を受けたとき ●死亡保険金については、ご契約時に死亡保障の型を次の2つの中から選択できます。 死亡保障100%型:死亡保険金額が3大疾病保険金額と同額となります。 死亡保障10%型:死亡保険金額が3大疾病保険金額の10%となります。 ●特定疾病診断保険金は次の④～⑦のいずれかに該当したときにお支払いします。 ④責任開始時前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)に罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(責任開始日から90日以内に診断確定された場合を除く) ⑤所定の狭心症または急性心筋梗塞と心電図検査により診断確定されたとき ⑥所定の脳動脈瘤、一過性脳虚血発作または脳卒中と画像検査により診断確定されたとき ⑦3大疾病保険金が支払われるとき ●3大疾病保険金をお支払いした場合、新3大疾病保障保険は消滅します。 ●特定疾病診断保険金の支払限度は1回です。 ●がん要精検後検査等給付金の支払限度は、1年度(4月1日から翌年3月31日)につき1回です。 ●責任開始日から1年以内にがん検診を受診した場合、がん要精検後検査等給付金は支払われません。 ●精密検査による通院等は、所定のがん検診を受診した日からその日を含めて180日以内であることを要します。

各種保険／特約のお支払事由・ご留意点

特定重度疾病保障保険について

●特定重度疾病保険金は次の①～⑦に該当したときにお支払いします。 ①所定の肝硬変と診断されたとき ②所定の慢性膵炎の治療のための手術を受けたとき ③所定の慢性腎不全の治療のための永続的な人工透析療法を開始したとき ④所定の糖尿病の治療のためのインスリン治療(妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。)を180日以上継続して受けたとき ⑤所定の高血圧性網膜症と診断されたとき ⑥次のいずれかの動脈疾患に該当したとき ・所定の大動脈瘤等の治療のための手術を受けたとき ・所定の動脈瘤等が破裂したと診断されたとき ・所定の四肢の動脈閉塞症の治療のための血行再建手術を受けたとき ⑦心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての移植術を受けたとき ●特定重度疾病保険金の支払限度は上記①～⑦につきそれぞれ1回です。

生活サポート保険について

●障がい状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」等がありますが、これらの制度の受給資格を有しているだけでは、生活サポート年金、初期サポート保険金(100)、初期サポート保険金(50)の支払事由には該当しません。 ●生活サポート年金支払期間中に被保険者が死亡した場合は、以後の生活サポート年金はお支払いできません。 ●歳満了年金のとき、生活サポート年金支払期間が5年未満となる期間に、第1回生活サポート年金の支払事由に該当した場合は、生活サポート年金支払期間は5年となります。 ●初期サポート保険金(50)が支払われないまま初期サポート保険金(100)が支払われる場合、初期サポート保険金(100)の支払額に初期サポート保険金(50)の支払額を加えてお支払いします。

認知症保障保険について

●認知症・軽度認知障がいの診断確定は、認知機能検査および画像検査の両方を要します。 ●責任開始時前に認知症または軽度認知障がいの原因となった傷害や疾病が生じていたことにより、保険金をお支払いできない場合、認知症保障保険は無効となります。 ●責任開始日から1年以内に認知症または軽度認知障がいと診断確定された場合、認知症保障保険は無効となり、保険金はお支払いしません。 ●認知症診断保険金、軽度認知障がい診断保険金はそれぞれ1回限りのお支払いとなります。 ●所定の認知症・軽度認知障がいに該当しない場合があります。たとえば、アルコール性認知症・度忘れ(年齢相応のもの忘れ)などは該当せず、お支払いの対象となりません。 ●認知症が進行した場合、受取人(被保険者)が保険金を請求できないことがあるため、認知症保障保険に加入する場合、指定代理請求人を必ず指定してください。 ●自治体等の公的制度の対象となる認知症・軽度認知障がいに該当した場合であっても、認知症診断保険金、軽度認知障がい診断保険金の支払事由に該当するとは限りません。

医療のリスクに備えるための保険

保険名称	お支払事由の概要		お支払いする 保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
入院総合保険	所定の入院で入院日数が1日、30日、60日、90日の各日数に達したとき		入院給付金	入院給付金額
	公的医療保険制度の対象となる 所定の手術等や 同制度に定める 先進医療	入院を伴わない 所定の手術を 受けられたとき	外来手術給付金	入院給付金額×10%
		所定の先進医療による療養を受けられたとき	先進医療給付金	先進医療にかかる技術料と同額
		先進医療給付金 が支払われるとき	先進医療サポート給付金	20万円 (技術料と同額が上限)
がん医療保険	がんを直接の原因とする所定の入院		がん入院給付金	入院給付日額×入院日数
	がんを直接の原因とする公的医療保険制度または先進医療の対象となる所定の手術等	外来・日帰り入院中の所定の手術	がん手術給付金	入院給付日額×5倍
		1泊2日以上入院中の所定の手術	がん手術給付金	入院給付日額×20倍
		所定の放射線治療	がん放射線治療給付金 (60日の間に1回)	入院給付日額×10倍
特定損傷保険	不慮の事故による骨折・関節脱臼・腱の断裂の治療		特定損傷給付金	給付金額

当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

入院総合保険について

●日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院開始日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料等を参考にして判断します。 ●責任開始日から14日以内に発病した所定の感染症はお支払対象となりません。対象の感染症(「14日不担保対象感染症」)は当社ホームページをご参照ください。 ●骨髄幹細胞の採取のための入院・外来手術は、責任開始日から1年経過後の入院・外来手術についてお支払いします。 ●所定の入院であっても、免責事由に該当する入院または不担保期間に発病した14日不担保対象感染症を直接の原因とする入院の日数は入院日数の算定対象には含みません。 ●入院給付金の支払限度は100回です。 ●外来手術給付金の支払限度は30回です。 ●先進医療給付金の支払限度は、その支払金額を通算して2,000万円となります。 ●入院給付金、外来手術給付金および先進医療給付金のいずれも支払限度に達したときは、入院総合保険は消滅します。 ●入院1日目の入院給付金が支払われることとなった入院の退院日翌日から60日以内に再入院した場合、その入院原因にかかわらず、それらの入院を1回の入院とみなして各入院の入院日数を合算します。そのため、再入院時は入院給付金をお支払いできないことがあります。

がん医療保険について

●責任開始時前を含めて初めてがんに罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたときにお支払いします。 ●責任開始日の前日以前に、または責任開始日から90日以内にがんと診断確定された場合、がん医療保険は無効となり、給付金はお支払いしません。 ●入院中にがんと診断確定された場合、診断確定された日よりも前に入院した日数のうち、がんの治療を目的とした入院と認められる日数については、がん入院給付金をお支払いします。

特定損傷保険について

●特定損傷給付金を支払限度(10回)までお支払いした場合、特定損傷保険は消滅します。

老後等、将来の資金が必要になるリスクに備えるための保険

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする 保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
年金保険	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存されているとき	年金	年金額
	年金開始日以後に死亡されたとき	死亡一時金	所定の金額
	年金開始日前に死亡されたとき	死亡保険金	所定の金額
養老保険	保険期間満了時に生存されていたとき	満期保険金	保険金額
	または死亡されたとき	死亡保険金	保険金額

個人年金保険料税制適格特約について

●個人年金保険料税制適格特約を付加する場合、年金受取人の変更等のご契約内容の変更ができない等、所定の制限があります。

各種保険／特約のお支払事由・ご留意点

保険金の支払方法の選択について

- 保険金について、一時金でのお支払いのほか、年金支払等を選択できます。
(年金支払については、死亡保険金・新3大疾病保障保険の3大疾病保険金のみのお取り扱いです。)
- 年金支払をご希望の場合、その時点でのお取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
 - ・年金支払は、当社の定める範囲内で選択できます。
 - ・なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。
- 年金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払を選択できません。

年金の支払期間・種類等の変更について

※年金保険の取扱いに関する記載です。

- 年金開始の手続きの際に申出ることにより、所定の範囲内で、年金の支払期間の変更(5年確定年金／10年確定年金／15年確定年金)、年金の種類を10年保証期間付終身年金に変更、第1回年金支払基準日を最長5年間繰延べができます。
- 年金の支払期間の変更にあたっては、申出時に当社が取扱っている年金の支払期間に限り、ます。なお、支払期間を変更した場合は、年金額もあわせて変更されます。
- 次に該当する場合、年金種類の変更はできません。
 - ・年金種類の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合
 - ・ご契約時に選択した年金開始年齢(指定年齢)が当社の定める範囲外となる場合
- 年金種類の変更・第1回年金支払基準日の変更にあたっては、当社の承諾が必要となります。なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

年金保険の死亡保険金について

- 死亡保険金は、次の算式によって計算される金額とします。

$$(\text{第1回年金額}) \times (\text{会社所定の率}) \times (\text{経過年月数} / \text{保険料払込期間})$$

※「経過年月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごとと応当日の前日までの年月数とします。

死亡時の総受取額について

- 死亡時の総受取額は、3大疾病保険金、認知症診断保険金、リビング・ニーズ特約の特約保険金がお支払されていた場合、既にお支払いしたこれらの保険金の累計額(新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)については、3大疾病保険金額の10%の金額、認知症保障保険については、認知症診断保険金額の10%の金額)を差引いた金額となります。特定重度疾病保障保険の特定重度疾病保険金額の10%の金額については、死亡時の総受取額から差引きません。

更新について

- 更新後の保険料は、計算基準日現在の保険料率を適用して計算していますので、今後変動することがあります。また、所定の場合には更新できません。

解約払戻金について

- 新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、特定損傷保険、入院総合保険、がん医療保険には解約払戻金がありません。
ただし、認知症保障保険、入院総合保険、がん医療保険は、保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後の場合には、次の解約払戻金があります。
 - ・認知症保障保険：認知症診断保険金額の10%の金額
 - ・入院総合保険：入院給付金額と同額
 - ・がん医療保険：入院給付日額の5倍の金額

その他の注意事項

- 当社の定める限度を下回る場合はご契約の一部のみの解約はできない等、所定の制限があります。

当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

ニッセイこどもの保険(げ・ん・き)のお支払事由・ご留意点

- 給付金のお支払いにあたっては、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始時以後に生じることが必要となります。

保険名称	お支払事由の概要		お支払いする 保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
こども保険*1	所定の日*2にお子さま(被保険者)が生存されていたとき		こども祝金	基準保険金額の10%
	お子さま(被保険者)が保険期間満了時まで生存されていたとき		満期祝金	基準保険金額の100%
	お子さま(被保険者)が死亡されたとき		死亡保険金	所定の金額
	ご契約者が死亡されたとき		育英年金	基準保険金額の40%
こども 総合医療保険	1泊2日以上入院		入院療養給付金 (入院療養給付金あり型の場合)	入院給付日額×5倍
			疾病入院給付金・災害入院給付金	入院給付日額×入院日数
	公的医療保険 制度または先進医療の対象となる所定の手術等	外来・日帰り入院中の所定の手術	手術給付金	入院給付日額×5倍
		1泊2日以上入院中の所定の手術	手術給付金	入院給付日額×20倍
		所定の放射線治療	放射線治療給付金(60日の間に1回)	入院給付日額×10倍

*1 所定の高度障がい状態該当時にお支払いする育英年金の取扱いはありません。

*2 所定の日とは、お子さま(被保険者)が次の満年齢に達した日の直後の2月1日をいいます。
(5歳10カ月、11歳10カ月、14歳10カ月、17歳10カ月(22歳満期の場合のみ))

こども総合医療保険について

- むちうち症や腰痛で他覚所見のないもの(原因を問いません)等、給付金をお支払いできない場合があります。
- 骨髄幹細胞の採取のための入院・手術は、責任開始日から1年経過後の入院・手術についてお支払いします。
- 入院療養給付金は、直前の入院療養給付金がお支払された入院の入院開始日から180日経過後に新たに開始した入院が対象となります。
- 各入院給付金について、それぞれのお支払事由に該当する入院を2回以上された場合、初回入院の退院日の翌日から180日以内に開始した次の入院は、原因を問わず1入院とみなします。
- 疾病・災害入院給付金におけるお支払日数の限度は、それぞれ1回の入院につき124日、通算1095日となります。
- 災害入院給付金、疾病入院給付金のお支払事由が重複した場合は、疾病入院給付金を優先してお支払いします。
- 手術給付金(放射線治療給付金)は、公的医療保険制度によって手術料(放射線治療料)の算定対象として列挙されている手術(施術)、または先進医療に該当する手術(放射線治療・温熱療法)を受けられたときにお支払いします。ただし、一部お支払いの対象とならない手術があります。
＜対象外手術の例＞「創傷処理」「皮膚切開術」「デブリードマン」「骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術」「外耳道異物除去術」「鼻内異物摘出術」「抜歯手術」等
- 入院療養給付金および手術給付金(外来・日帰り入院中の場合)の通算のお支払限度は、それぞれ30回となります。

解約払戻金について

- 解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金額は契約時の年齢、性別、保険期間、育英年金の支払有無等により異なります。
- 解約請求時までに来ている保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差し引いてお支払いします。
- 解約払戻金はこども祝金のお支払いにより減少します。
- こども総合医療保険、契約者保障保険料払込免除特約には、解約払戻金がありません。

こども祝金のお支払いについて

- こども祝金は、支払事由に該当した日から所定の利率により計算した利息をつけて自動的に据置かれます。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 据置かれたこども祝金は、契約者からの請求があったとき、またはご契約が消滅したときに契約者にお支払いします。ただし、契約者が死亡している場合は育英年金受取人にお支払いします。

育英年金のお支払いについて

- 育英年金は契約者が死亡した日および契約者が死亡した日の毎年の応当日にお子さま（被保険者）が生存されているときに支払いますので、満期までの残りの年数によって総額が異なります。

死亡保険金のお支払いについて

- お子さま（被保険者）が死亡されたとき、次のとおり死亡保険金をお支払いします。
（月払）月払保険料相当額×経過月数
（年払）基準保険金額に対応する月払契約の場合の保険料相当額×経過月数
※上記の保険料は、こども保険の保険料です。こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合でも、こども保険の保険料となります。こども保険に契約者保障保険料払込免除特約を付加している場合でも、契約者保障保険料払込免除特約を付加していない場合のこども保険の保険料となります。
- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

保険料の払込みの免除について

- 契約者が保険期間中に死亡された場合、将来の保険料の払込みを免除します。
- この保険には、所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みを免除する取扱いはありません。（契約者保障保険料払込免除特約を付加することにより保険料の払込みを免除する取扱いを除きます。）

契約者保障保険料払込免除特約のお払込みの免除事由・ご留意点			
特約種類	お払込みの免除事由の概要	お支払いする 保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
契約者保障 保険料払込免除特約	契約者が保険期間中に所定の3大疾病、所定の身体障がい状態、所定の要介護状態のいずれかに該当した場合	—	—

契約者保障保険料払込免除特約について

- 契約者が保険期間中に所定の3大疾病、所定の身体障がい状態、所定の要介護状態のいずれかに該当した場合、将来の保険料の払込みは免除されます。
[がん(上皮内新生物等)に該当した場合は対象外]

所定の3大疾病について

次の①～③のいずれかに該当したときをいいます。

- ①責任開始時前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(責任開始日から90日以内に診断確定された場合を除く)
- ②所定の急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき
 - ・初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき
 - ・急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき
- ③所定の脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき
 - ・初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき
 - ・脳卒中の治療のための手術を受けたとき

所定の身体障がい状態について

身体障害者福祉法に定める1～3級の障がい該当し、その障がいに対する身体障害者手帳の交付があったときをいいます。

所定の要介護状態について

公的介護保険制度に定める要介護2以上の状態に該当していると認定されたとき、または180日以上所定の要介護状態が継続したことを診断確定されたときをいいます。

各種保険／特約のお支払事由・ご留意点

当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

ニッセイ学資保険のお支払事由・ご留意点

●この保険には、育英年金の取扱いはありません。

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする 保険金等の内容	お支払いする金額
学資保険	所定の日*1にお子さま(被保険者)が生存されていたとき	こども祝金	基準保険金額の20%
	学資年金開始日*2前にお子さま(被保険者)が死亡されたとき	死亡保険金	所定の金額
	学資年金開始日*2(第1回学資年金支払基準日)にお子さま(被保険者)が生存されているとき	第1回学資年金	基準保険金額
	第1回学資年金支払基準日の毎年の応当日にお子さま(被保険者)が生存されているとき	第2回から第5回学資年金	第1回学資年金の支払額の50%

*1 所定の日とは、お子さま(被保険者)が次の満年齢に達した日の直後の2月1日をいいます。(5歳10カ月、11歳10カ月、14歳10カ月)
*2 学資年金開始日とは、お子さま(被保険者)の年齢が、学資年金開始年齢に到達する契約応当日をいいます。

解約払戻金について

- 解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金額は契約時の年齢、性別、保険期間、こども祝金の有無等により異なります。
- 解約払戻金は死亡保険金額を上限とします。
- 解約請求時までに来ている保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差し引いてお支払いします。
- 解約払戻金はこども祝金のお支払いにより減少します。

こども祝金のお支払いについて

- ご契約時に選択した型(こども祝金の有無)を、保険期間中に変更することはできません。
- こども祝金は、支払事由に該当した日から所定の利率により計算した利息をつけて自動的に据置かれます。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 据置かれたこども祝金は、契約者からの請求があったとき、またはご契約が消滅したときに契約者にお支払いします。ただし、契約者が死亡している場合は後継保険契約者にお支払いします。
- 据置かれたこども祝金は、学資年金開始日に学資年金の支払額の増額にあてられるため、学資年金開始日以後引出することができなくなります。

学資年金のお支払いについて

- 学資年金開始日以後に、学資年金の支払方法を一時金でのお支払い(学資年金の一括支払)に変更することができます。お支払いする金額は残存期間に対する学資年金の現価に相当する金額で、一括支払を行ったときに学資保険は消滅します。(一括支払に変更した場合、受取総額は減少します。)
- お子さまの出生前に学資保険に加入した場合、お子さまの契約上の年齢は契約日に0歳で加入したものとして保険期間を定めます。そのため、学資年金開始年齢(17歳または18歳)と実際の年齢が異なることがあります。

死亡保険金のお支払いについて

- お子さま(被保険者)が学資年金開始日前に死亡されたとき、次のとおり死亡保険金をお支払いします。
(月払)月払保険料相当額×経過月数*3
(年払)基準保険金額に対応する月払契約の場合の保険料相当額×経過月数*3
- *3 保険料払込期間満了後は契約日から保険料払込期間満了の日までの月数とします。
- 死亡保険金をお支払いした場合、ご契約は消滅します。

保険料の払込みの免除について

- 契約者が保険料払込期間中に死亡された場合、将来の保険料の払込みを免除します。
- この保険には、所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みを免除する取扱いはありません。

基準保険金額別の保険料単価について

- 加入するご契約の基準保険金額によって、次のとおり、3段階で保険料単価が異なります。(保険料単価は、基準保険金額10万円あたりの保険料をいいます。)
- 【例】給付の種類:型:こども祝金なし型 契約者の契約年齢:30歳
契約者の性別:男性 被保険者の契約年齢:0歳
学資年金開始年齢:18歳 保険料払込期間:5年
保険料の払込回数:月払 保険料の払込方法:口座振替扱

基準保険金額	100万円以上	70万円以上 100万円未満	70万円未満
保険料単価	4,485円	4,515円	4,545円

- ※2025年4月現在の取扱いを記載しています。新たなご契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。
- 減額により基準保険金額が変更された場合には、保険料単価が変更されることがあります。

各種保険／特約のお支払事由・ご留意点

当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

ニッセイ出産サポート給付金付3大疾病保障保険のお支払事由・ご留意点

●3大疾病保険金のお支払いにあたっては、原因となる疾病が責任開始時以後に生じることが必要となります。

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
出産サポート給付金付3大疾病保障保険*	所定の3大疾病 (がん(悪性新生物)・急性心筋梗塞・脳卒中)	3大疾病保険金	300万円
	または死亡されたとき	死亡保険金	300万円
	がん(上皮内新生物等)	上皮内新生物診断保険金	30万円
	所定の出産をされたとき	出産給付金	1回目 10万円 2回目 30万円 3回目 50万円 4回目 70万円 5回目以降 100万円 1回につき
	所定の特定不妊治療(体外受精・顕微授精の治療過程で受けた採卵または胚移植)を受けられたとき	特定不妊治療給付金	1回目～6回目 5万円 1回につき 7回目～12回目 10万円 1回につき
	保険期間満了時に生存されていたとき	満期一時金	所定の金額

*所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

出産サポート給付金付3大疾病保障保険について

3大疾病保険金・上皮内新生物診断保険金について

- がんの診断確定とは、がんに罹患し医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたことをいいます。
- 3大疾病保険金については、次の①～③のいずれかに該当したときにお支払いします。
 - ①責任開始時前を含めて初めてがん(悪性新生物)と診断確定されたとき(責任開始日から90日以内に診断確定された場合を除く)
 - ②所定の急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当したとき
 - ・初めて医師の診療を受けた日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断されたとき
 - ・急性心筋梗塞の治療のための手術を受けたとき
 - ③所定の脳卒中を発病し、次のいずれかに該当したとき
 - ・初めて医師の診療を受けた日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき
 - ・脳卒中の治療のための手術を受けたとき
- 上皮内新生物診断保険金は、責任開始時前を含めて初めてがん(上皮内新生物等)と診断確定されたときにお支払いします。(責任開始日から90日以内に診断確定された場合を除く)
- 上皮内新生物診断保険金の支払限度は1回となります。
- 3大疾病保険金をお支払いした場合、3大疾病保険金の支払事由に該当した時から、ご契約は消滅したものとします。
- 上皮内新生物診断保険金をお支払いした後も、3大疾病保険金・死亡保険金・出産給付金・特定不妊治療給付金・満期一時金は支払対象となります。
- 3大疾病保険金が支払われる場合で、3大疾病保険金をお支払いする前に満期一時金をお支払いしたときは、3大疾病保険金の支払額は、保険金額からすでにお支払いした満期一時金の金額と同額を差引いた金額となります。

出産給付金・特定不妊治療給付金について

- 出産に対する保障は、責任開始日から1年を経過した後に保障を開始します。
- 流産・死産の場合は出産給付金をお支払いできません。
- 出産給付金について、多胎妊娠により複数の子を出産した場合は、それぞれの子について1回の出産として取扱います。
- 特定不妊治療に対する保障は、責任開始日から2年を経過した後に保障を開始します。
- 支払対象となる特定不妊治療は、被保険者の妊娠を目的とし、体外受精または顕微授精の治療過程で受けた採卵または胚移植であることを要します。(例えば、第三者への卵子の提供を目的とした採卵や、体外受精または顕微授精の予定がなく、卵子を凍結保存することのみを目的とした採卵は支払対象となりません。)
- 支払対象となる特定不妊治療は、日本国内の病院または診療所における施術であることを要します。
- 特定不妊治療給付金について、採卵と胚移植の両方の施術を受けた場合は、それぞれの施術について1回の治療として取扱います。
- 特定不妊治療給付金の支払限度は12回となります。
- 以下の出産の回数や特定不妊治療の回数は、給付金の支払額の決定の際に用いる出産回数や治療回数には含みません。
 - ・不担保期間経過前の出産の回数や特定不妊治療の回数
 - ・不担保期間経過後に給付金の支払対象とならなかった出産の回数や特定不妊治療の回数

満期一時金について

- 満期一時金については、ご契約時に選択した保険期間により、次のとおり計算します。
 - 【保険期間が10年の場合】
100万円+5,000円×給付金支払回数-給付金支払合計額
 - 【保険期間が15年の場合】
150万円+5,000円×給付金支払回数-給付金支払合計額
 - 【保険期間が20年の場合】
200万円+5,000円×給付金支払回数-給付金支払合計額
 - ・給付金支払回数とは、お支払いする出産給付金および特定不妊治療給付金の合計回数をいいます。
 - ・給付金支払合計額とは、お支払いする出産給付金および特定不妊治療給付金の合計額をいいます。
 - ・上記の算式によって計算される金額が0円以下となる場合は、満期一時金のお支払いはありません。
- 満期一時金は、払込保険料の合計額を必ず下回ります。

解約払戻金について

- 解約払戻金は、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金額は契約時の年齢、保険期間、保険料払込期間、給付金支払回数、給付金支払合計額等により異なります。例えば、給付金をお支払いしている場合の解約払戻金額は、給付金をお支払いしていない場合の解約払戻金額を下回ります。
- 給付金支払合計額によっては、解約払戻金はまったくないこともあります。
- 解約請求時までに来ている保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。
- この保険には、保険金額等を減額する取扱いはありません。

ニッセイ長寿生存保険(低解約払戻金型)のお支払事由・ご留意点

保険名称	お支払事由の概要		お支払いする 年金等の内容	お支払いする 金額
低解約払戻金型 長寿生存保険	5年保証期間付 終身年金の場合	毎年の年金支払基準日に被保険者が生存されているとき	年金	年金額(※)
		年金開始日以後に死亡されたとき	死亡一時金	所定の金額(※)
	10年確定年金の 場合	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存されているとき	年金	年金額
		年金開始日以後に死亡されたとき	死亡一時金	所定の金額

5年保証期間付終身年金における保証期間中(10年確定年金の場合は保険期間中)の最後の年金支払基準日後に被保険者が死亡されたときは、以後の年金や死亡一時金のお支払いはありません。
(※)年金開始日から被保険者の死亡日までの期間によっては、年金および死亡一時金の支払額の合計額が払込保険料の合計額を下回ることがあります。

解約払戻金と死亡払戻金について

- 低解約払戻金型長寿生存保険は、死亡保障を行わないため、年金開始日前に被保険者が死亡されたときは、解約払戻金と同額の死亡払戻金しか支払われません。
- 解約払戻金は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としているため、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の保険契約に変更する取扱いはありません。

個人年金保険料税制適格特約について

- 個人年金保険料税制適格特約を付加することで、お申込みいただく保険料が所得税法・地方税法に定める「個人年金保険料」に該当し、一般生命保険料控除とは別枠で、所得控除の適用が受けられます。
- 個人年金保険料税制適格特約を付加する場合、年金受取人の変更等のご契約内容の変更はできません。
- 低解約払戻金型長寿生存保険を減額された場合に支払うべき解約払戻金があるときには、減額時の未払込保険料を控除したうえで、所定の利率により計算した利息を付けて積立てており、年金開始日まで保険契約が継続したときは年金開始日に年金額を増額します。この利率は金利水準等により変動することがあります。

年金の種類の変更・後継年金受取人の指定について

- 年金開始の手続きの際に申出ることにより、次の中から、所定の範囲内で年金の種類を変更することができます。
 - ・10年確定年金
 - ・5年保証期間付終身年金
- 年金の種類の変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。なお、申出時に当社が取扱っている年金の種類に限ります。
- 年金種類の変更後の年金額が当社の定める限度を下回る場合、年金種類の変更はできません。
- 契約者は年金開始の手続きの際に、被保険者の同意を得て、後継年金受取人を1人指定ください。年金開始日以後に年金受取人が死亡した場合は、年金受取人の権利・義務すべてを後継年金受取人が引継ぎ、以後、後継年金受取人が年金受取人となります。
- 契約者と被保険者と年金受取人が同一人の場合は、契約者からの申出がないときは、死亡時支払金受取人が後継年金受取人となります。

指定代理請求人による請求について

- 年金受取人が年金を請求できないときや、契約者が年金の種類を変更できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。
- 契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。
- 以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。
【指定代理請求人の範囲】
(1)被保険者と次の関係にある人
(ア)戸籍上の配偶者
(イ)直系血族
(ウ)兄弟姉妹
(エ)同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
(2)上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
(オ)同居または生計を一にしている人
(カ)財産管理を行なっている人
(キ)死亡時支払金受取人または後継年金受取人
(ク)上記(オ)～(キ)と同等の関係にある人
なお、年金の請求または年金の種類の変更を行う場合、請求時においても、この範囲内であることを要します。
- 代理請求できる場合は、次のとおりです。
【年金の請求】
被保険者と年金受取人が同一人である場合で、年金受取人が年金を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。
 - ・年金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - ・その他年金を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
【年金の種類の変更】
契約者と被保険者が同一人である場合で、契約者が年金の種類を変更できない次の事情があるとき、代理請求できます。*
 - ・年金の種類の変更を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - ・その他年金の種類を変更できない特別な事情があると当社が認めた場合
*低解約払戻金型長寿生存保険の指定代理請求制度独自の取扱いであり、他の保険の指定代理請求制度とは異なります。
- 指定代理請求人として年金を請求できない場合があります。(故意に年金受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として年金を請求できません。)
- 年金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその年金を請求いただいてもお支払いできません。
- 年金受取人が法人となる場合は、指定代理請求制度の利用はできません。

各種保険／特約のお支払事由・ご留意点

当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

ニッセイ傷害保障付積立保険(ちょこつみ)のお支払事由・ご留意点

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金	お支払いする金額
傷害保障付積立保険	傷害を直接の原因として死亡されたとき*1*2	傷害死亡保険金	【保険料払込期間中の場合】 1カ月分の保険料×契約日から被保険者の死亡された日までの月数×1.1 【保険料払込期間経過後の場合】 1カ月分の保険料×36×1.1
	傷害以外で死亡されたとき(傷害死亡保険金が支払われないとき)	死亡保険金	【保険料払込期間中の場合】 1カ月分の保険料×契約日から被保険者の死亡された日までの月数 【保険料払込期間経過後の場合】 被保険者の死亡された日における積立金と同額*3
	保険期間満了時まで生存されていたとき	満期保険金	満期保険金額

- *1 傷害死亡保険金のお支払いにあたっては、原因となる傷害が責任開始時以後に生じることが必要となります。
- *2 対象となる傷害には疾病・老衰は含まれません。傷害に該当する事例・該当しない事例は例えば以下のとおりです。
該当する事例：交通事故・転倒、転落・溺水・食物等を詰まらせての窒息・炎天下等の高温による熱中症・登山での低酸素状態による適応不全症(高山病)等
該当しない事例：感染症・疾病による心不全・誤嚥性肺炎・エコノミークラス症候群等
なお、傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。
- *3 積立金とは、将来の保険金をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。

ニッセイ一時払終身保険(マイステージ)／ニッセイ一時払養老保険／ニッセイ一時払年金保険のお支払事由・ご留意点

保険名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
一時払終身保険*	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
一時払養老保険*	保険期間満了時に生存されていたとき	満期保険金	保険金額
	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
一時払年金保険	年金支払期間中の毎年の年金支払基準日に被保険者が生存されていたとき	年金	年金額
	年金開始日以後に死亡されたとき	死亡一時金	所定の金額
	年金開始日前に死亡されたとき	死亡保険金	所定の金額

*所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。

解約払戻金について

- 解約払戻金はご契約後の経過年月数によっては、一時払保険料よりも少ない金額となります。(解約払戻金の水準は保険種類等によって異なります。)

一時払年金保険の死亡保険金について

- 死亡保険金は、次の算式によって計算される金額とします。
- $$(\text{一時払保険料}) + [(\text{第1回年金額}) \times (\text{会社所定の率}) - (\text{一時払保険料})] \times (\text{経過年月数} \div \text{契約日から年金開始日の前日までの期間})$$
- ※「経過年月数」とは、契約日から被保険者の死亡日の直後に到来する月ごとと当日の前日までの年月数とします。

ニッセイ長期定期保険／ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険(プラチナフェニックス)／ニッセイ逡増定期保険のお支払事由・ご留意点

保険名称	お支払事由の概要		お支払いする保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
長期定期保険*1	死亡されたとき		死亡保険金	保険金額
傷害保障重点期間設定型長期定期保険*1	第1保険期間	傷害を直接の原因として死亡されたとき*2	傷害死亡保険金	保険金額
		傷害以外で死亡されたとき(傷害死亡保険金が支払われないとき)	死亡保険金	責任準備金と同額*3
	第2保険期間	死亡されたとき	死亡保険金	保険金額
逡増定期保険*1	死亡されたとき		死亡保険金	保険金額

- *1 所定の高度障がい状態該当時に死亡保険金にかえてお支払いする高度障がい保険金等の取扱いはありません。
- *2 対象となる傷害には疾病・老衰は含まれません。傷害に該当する事例・該当しない事例は例えば以下のとおりです。
該当する事例：交通事故・転倒、転落・溺水・食物等を詰まらせての窒息・炎天下等の高温による熱中症・登山での低酸素状態による適応不全症(高山病)等
該当しない事例：疾病による心不全・誤嚥性肺炎・感染症・エコノミークラス症候群等
なお、傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。
- *3 責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金であり、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。また、責任準備金は経過月毎に変わります。

解約払戻金について

- 解約払戻金は経過に伴い徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、満了時にはなくなります。解約払戻金額は、多くの場合、払込保険料累計額を下回ります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。(解約払戻金の水準は保険種類等によって異なります。)
- 解約日時点で、未払込保険料がある場合は、解約払戻金から差引きます。

契約貸付制度について

- 貸付期間は貸付日から1年間です。
- 契約貸付の貸付金には利息がつきます。利息は、所定の利率により複利で計算します。この利率は、金融情勢等により変動することがあります。
- 解約払戻金の減少や貸付金に対する利息により、貸付の元利金が解約払戻金を超過した場合、保険期間の途中でご契約を解除します。なお、一旦解除されたご契約を元に戻すことはできません。

保険料払込済の終身保険(払済保険)への変更について

- 通常、変更前に比べ、変更後の保険金額は小さくなります。
- 払済保険には変更日の終身保険の約款を適用し、払済保険金額は、変更前契約の解約払戻金額、変更日の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
- 払済保険へ変更後の保険金額が当社の定める限度を下回る場合等は、払済保険への変更はできません。
- 申出時に当社が制度を取扱っていない場合は利用できません。

その他の注意事項

- この保険には、所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みを免除する取扱いはありません。

各種保険／特約のお支払事由・ご留意点

当資料に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しておりますので、あくまで参考情報としてご利用ください。詳しいご検討にあたっては、「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり一定款・約款」を必ずご確認ください。

リビング・ニーズ特約／保険料払込免除特約のお支払事由等・ご留意点

特約種類	お支払事由・お払込みの免除事由の概要	お支払いする 保険金・給付金等の内容	お支払いする金額
リビング・ニーズ特約	余命が6カ月以内と判断されるとき	特約保険金	死亡保険金額の範囲内、 かつ、3,000万円以内の金額
保険料払込免除特約	3大疾病保険金、初期サポート保険金(100)のお支払事由のいずれかと同様の状態になられたとき	—	—

リビング・ニーズ特約について

- 年金保険、新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)、特定重度疾病保障保険、認知症保障保険、一時払年金保険および保険期間満了前1年以内の養老保険、定期保険、生存給付金付定期保険、新3大疾病保障保険(死亡保障100%型)、出産サポート給付金付3大疾病保障保険、長期定期保険、逡増定期保険、一時払養老保険の死亡保険金額は、特約保険金としてお支払いできません。(ただし、更新できる場合は除きます。)
- 余命6カ月以内と判断されるとき、死亡時の総受取額の範囲内、かつ一時金最高3,000万円以内の金額から6カ月分の利息(所定の利率により計算します。)と保険料相当額を差引いた金額をお支払いします。この利率は金利水準等により変動することがあります。
- 出産サポート給付金付3大疾病保障保険の場合、特約保険金の一部のみを請求することはできません。また、特約保険金をお支払いした場合、請求日にご契約は消滅したものとします。
- 逡増定期保険の場合、請求金額の限度は、請求日における死亡保険金額の範囲内、かつ、3,000万円以内の金額となります。
- 逡増定期保険の場合、6カ月後に保険金額が逡増する場合でも、請求日時点の保険金額が基準となります。

保険料払込免除特約について

- 3大疾病保険金、初期サポート保険金(100)のお支払事由のいずれかに該当した場合、将来の保険料のお払込みが免除されます。

税務の取扱いに関するご留意点

- 税務の取扱い等については、2025年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
- 今後、税務の取扱い等が変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
- 個別の税務の取扱い等については(顧問)税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

ご利用いただける各種の制度

保険料をまとめて払込む方法について

当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。
なお、組み合わせた複数の保険契約の保険料を一括払込や前納によって払込む場合は、各保険契約の保険料をまとめて払込みください。

まとめて 払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の3カ月分～12カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、所定の率で保険料を割引きます。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、所定の利率*1で保険料を割引きます。 まとめて払込まれた保険料は、所定の利率*1により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。
頭金制度 *2	○	○	保険契約の申込みの際、保険契約の一部に対応する保険料を、頭金として払込みいただきます。

*1 利率は金利水準等により変動することがあります。

*2 頭金制度を利用した保険料の払込みは、終身保険・養老保険・年金保険のみの取扱いです。

※一括払込または前納を利用した場合、保険契約が消滅等したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。なお、頭金制度を利用した場合、保険契約が消滅等したときでも、頭金として払込まれた保険料は払戻しません。

【ご留意点】

- 頭金として払込む保険料が当社の定める範囲外となる場合は頭金制度を利用できません。
- 組み合わせた複数の保険契約において、一部の保険契約や保険料払込免除特約を解約した場合、または保険金額等を減額した場合は、一括払込・前納の効力は失われます。この場合、組み合わせた保険契約すべての一括払込または前納した保険料の残額をあわせて契約者に払戻します。
- 保険金のお支払いにより保険契約が消滅する場合、その消滅する保険契約に対応する部分の一括払込または前納した保険料の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。
- 年金保険に加入の場合で、保険契約の申込時に前納を希望するときには、当社の定める範囲内で、全保険料払込期間に対応する保険料の前納のみ取扱います。
- 金利情勢等によっては、一括払込・前納・頭金制度を利用できない場合があります。

ご利用いただける各種の制度

ご契約後の保障内容の見直しについて

※2025年4月現在の取扱いを記載しています。 ※保険種類によって、利用できる制度は異なります。

ライフステージの変化等にあわせて必要な保障内容への見直しができます。
(保障内容の見直しの利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。)

(1) 保障見直し制度

- 現在のご契約の責任準備金等(見直し価格)を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。

(2) 一部保障見直し制度

- 組み合わせた複数の保険契約のうち、一部の保険契約のみを、当社所定の基準にもとづき、異なる保障内容に見直すことができます。
この場合、見直し対象となる保険契約の責任準備金等(見直し価格)を、見直し後の保険契約の保険料の一部に充当します。

(3) 保障追加制度

- 当社所定の基準にもとづき、現在のご契約に、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせることができます。

(4) 保険期間が終身の保険契約への変更(終身変更制度)

- 契約応当日を変更日とし、当社所定の基準にもとづき、診査や告知なしで定期保険を保険金額が同額以下の終身保険にする等の変更ができます。

(5) 更新時・指定年齢*到達時の保障内容の変更

- 保険期間満了の日の翌日を変更日とし、当社所定の基準にもとづき、診査や告知なしで変更前の保険契約の保険金額等と同額以下で、保険期間の変更等ができます。
*保険期間のタイプの選択時に当社所定の範囲内で指定いただく、保険料払込期間が満了する年齢です。

【ご留意点】

- 上記(1)～(5)による保障内容の見直しをご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、例えば次の場合には、これらの保障内容の見直しを利用することができません。
 - ・申出時に当社がこれらの保障内容の見直しを取扱っていない場合
 - ・被保険者の健康状態等についての告知や診査が必要な場合で、その結果、保障内容の見直しができないとき
 - ・保険料が払込まれていない等、当社所定の基準を満たさない場合
- その他にも、上記(1)(2)については、次の場合のように取扱いできないことがあります。
 - ・契約日等から2年が経過していない場合
- 保険料払込免除特約を引続き付加したうえで、上記(5)による保障内容の見直しをご希望の場合、診査や告知が必要な場合があります。そのため、健康状態等によっては取扱いできない場合があります。
- 上記(4)または(5)による保障内容の見直しを行う場合、支払日数や回数の限度は、変更前後・更新前後の支払日数や回数を通算して判定します。

(6) 年金支払への移行

- 終身保険の死亡保障に代えて、年金を受取る取扱いです。

- 終身保険の全部または一部について、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、年金支払に移行することができます。
(通常、年金額の総額は、年金支払の移行対象となる死亡保険金額より小さくなります。)

【ご留意点】

- 年金支払への移行をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。また、ご契約内容等によって取扱いできない場合があります。
- 当制度は終身保険の保険料払込期間経過後のいずれかの契約応当日に取扱いします。
(一時払終身保険あるいは払済保険に変更した保険契約の場合、契約日等から5年経過後のいずれかの契約応当日に取扱いします。)
- 次に該当する場合、年金支払への移行はできません。
 - ・年金支払に移行する部分の年金額が当社の定める限度を下回る場合
 - ・継続する終身保険の死亡保険金額が当社の定める限度を下回る場合
 - ・すでに当制度が利用されている終身保険の場合
- 年金支払に移行した場合、高額割引制度の割引額が変更されることや、割引の適用がなくなることがあります。
年金支払に移行後、移行した部分は、割引および割引適用基準額の対象となる保険契約には含まれなくなります。

(7) 保険金額等の減額

- 保険金額等を減額し、保険料の負担を軽くしたい場合の取扱いです。
(減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。)
- 減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを契約者にお支払いします。
- 解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差し引いてお支払いします。

【ご留意点】

- 次に該当する場合、保険金額等の減額はできません。
 - ・減額後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合
 - ・保険料の払込みが免除された場合
 - ・年金開始日が到来している年金保険、低解約払戻金型長寿生存保険の場合
 - ・学資年金開始日が到来している学資保険の場合
 - ・生活サポート年金支払期間中の生活サポート保険の場合

(8) 払済保険への変更

- 保険料の払込みを中止したうえで、保険契約を継続させたい場合の取扱いです。
- 解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の保険契約に変更できます。
この場合、通常、保険金額等は小さくなります。
- 払済保険金額は、払済保険に変更する保険契約の解約払戻金額、払済保険への変更日における被保険者の年齢および契約日の保険料率により計算します。
(長期定期保険、傷害保障重点期間設定型長期定期保険、逓増定期保険の場合、払済保険金額は、変更日の保険料率により計算します。)

【ご留意点】

- 払済保険への変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。
- 終身保険、養老保険、長期定期保険、傷害保障重点期間設定型長期定期保険、逓増定期保険以外の保険契約については、払済保険への変更はできません。年金保険についても払済保険への変更はできません。
- 次に該当する場合、払済保険への変更はできません。
 - ・払済保険へ変更後の保険金額等が当社の定める限度を下回る場合
 - ・特別条件のうち、特別保険料領収法が適用されている場合
- 払済保険に変更した場合、組み合わせた複数の保険契約のうち、払済保険に変更する終身保険、養老保険以外の保険料払込中の保険契約は消滅します。
また、消滅する保険契約に解約払戻金があるときは、その金額が、払済保険金額を計算する際の解約払戻金額に含まれます。

※ほかにも、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

高額割引制度について

割引適用基準額が3,000万円以上の場合、高額割引制度が適用され、所定の保険契約について、保険料の割引が受けられます。5,000万円以上の場合には、さらなる割引の優遇を受けられます。

●割引適用基準額とは、高額割引制度の適用を判定するための基準となる額をいい、ご契約1件単位で計算します。対象となる保険契約および割引適用基準額の計算に用いる額は、次のとおりです。

割引および割引適用基準額の対象となる保険契約			割引適用基準額の計算に用いる額
終身保険、養老保険、定期保険、生存給付金付定期保険、 3大疾病保障保険、身体障がい保障保険、介護保障保険			保険金額
特定重度疾病保障保険			特定重度疾病保険金額
認知症保障保険			認知症診断保険金額
年金保険			年金原資×0.5
継続サポート3大疾病保障保険		10倍型	3大疾病保険金額
		5倍型	3大疾病保険金額×1.25
		同額型	3大疾病保険金額×3
新3大疾病保障保険		死亡保障100%型	3大疾病保険金額×1.1
		死亡保障10%型	3大疾病保険金額×0.7
生活サポート保険	歳満了年金	保険期間29年以下	生活サポート年金額×{1+(保険期間×0.4)}+80万円
		保険期間30年以上	生活サポート年金額×13+80万円
	年満了年金	5年*1	生活サポート年金額×3+80万円
		10年*1	生活サポート年金額×5+80万円
		15年*1	生活サポート年金額×7+80万円
		20年*1	生活サポート年金額×9+80万円
入院総合保険			入院給付金額×35
入院継続時収入サポート保険			給付月額×35
契約日等*2が2014年4月2日以降の総合医療保険			入院給付日額×1,000
契約日等*2が2014年4月2日以降のがん医療保険			入院給付日額×100
契約日等*2が2014年4月2日以降の特定損傷保険			給付金額×5
こども保険			基準保険金額×4
契約日等*2が2014年4月2日以降のこども総合医療保険			入院給付日額×1,000
長期定期保険、傷害保障重点期間設定型長期定期保険			保険金額
遡増定期保険			基本保険金額に所定の率を乗じた金額

*1 生活サポート年金支払期間をいいます。

*2 追加契約日を含みます。

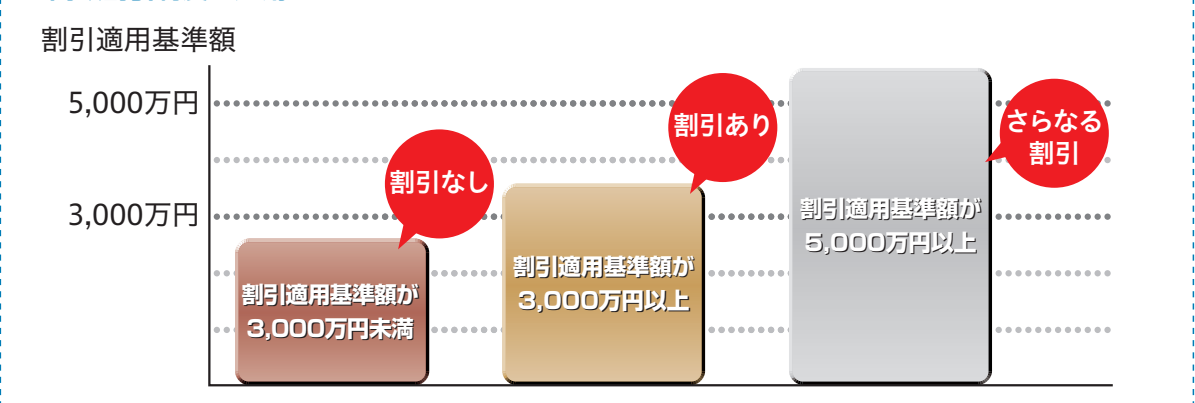
※総合医療保険は2019年4月2日以降販売を停止しています。

※3大疾病保障保険、継続サポート3大疾病保障保険は2022年4月2日以降販売を停止しています。

※身体障がい保障保険、介護保障保険は2024年4月2日以降販売を停止しています。

※入院継続時収入サポート保険は2025年1月2日以降販売を停止しています。

《高額割引制度の適用イメージ》



※2025年4月現在の取扱いを記載しています。新たな保険契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。

【ご留意点】

- 保険金のお支払いや保障内容の見直し等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。
- 今後、更新等される保険契約については、この制度を変更することがあります。
- 年金開始日以後の年金保険、継続サポート年金支払期間中の継続サポート3大疾病保障保険および生活サポート年金支払期間中の生活サポート保険は、割引および割引適用基準額の対象となる保険契約に含まれなくなります。
- 頭金として払込む保険料については、高額割引制度による保険料の割引はありません。
- 保険料を前納する場合、高額割引制度による割引がないものとして保険料前納金をいただきますが、毎年保険料として充当する際に、高額割引制度による割引を行います。(保険料前納期間が終了した場合等に、残額を払戻します。)
- 学資保険、出産サポート給付金付3大疾病保障保険、低解約払戻金型長寿生存保険、傷害保障付積立保険、一時払終身保険、一時払年金保険、一時払養老保険は、高額割引制度の適用はありません。

配当金について

※配当金については、P70もあわせてご確認ください。

当社の決算により剰余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

(1) 配当金の取扱い

- 配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から所定の利率*1により計算した利息をつけて積立てます。*2
- 積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。
 - ・契約者からの請求があったとき
 - ・保険契約が消滅したとき(複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせたすべての保険契約が消滅したとき)
- 生活サポート保険については、生活サポート年金支払期間中に割当てられた配当金は、生活サポート年金とともに生活サポート年金の受取人にお支払いします。

(2) 年金保険・学資保険・低解約払戻金型長寿生存保険に加入している場合の配当金の取扱い

- 年金保険・学資保険・低解約払戻金型長寿生存保険に加入している場合、次のとおり、配当金の取扱いが異なります。

【年金保険の場合】

<年金開始日前>

- 年金開始日前に割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率*1により計算した利息をつけて積立てます。*2
- 積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。*3
 - ・契約者からの請求があったとき
 - ・年金保険が消滅したとき(複数の保険契約を組み合わせている場合は、組み合わせたすべての保険契約が消滅したとき)

<年金開始日>

- 年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、年金開始日に年金額の増額にあてられます。

<年金開始日後>

- 年金開始日後に年金保険に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。

配当金について

【学資保険の場合】

＜学資年金開始日前＞

- 学資年金開始日前に、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率*1により計算した利息をつけて積立てます。*2
- 積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。
 - ・契約者からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき

＜学資年金開始日＞

- 学資年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および学資年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、学資年金開始日に学資年金の支払額の増額にあてられます。

＜学資年金開始日後＞

- 学資年金開始日後に割当てられた配当金は、学資年金とともに学資年金の受取人にお支払いします。

【低解約払戻金型長寿生存保険の場合】

＜年金開始日前＞

- 年金開始日前に、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率*1により計算した利息をつけて積立てます。*2
- 積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。*3
 - ・契約者からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき

＜年金開始日＞

- 年金開始日が到来した際に積立てられている配当金および年金開始日となる契約応当日の到来により割当てられた配当金は、年金開始日に年金の支払額の増額にあてられます。

＜年金開始日後＞

- 年金開始後に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。
- 5年保証期間付終身年金で年金の一括支払を行った場合、割当てられた配当金は、次の契約応当日から所定の利率*1により計算した利息をつけて積立てます。*2
- 積立てられた配当金は、次のときに年金受取人にお支払いします。*3
 - ・年金受取人からの請求があったとき
 - ・ご契約が消滅したとき
 - ・保証期間経過後、最初の年金をお支払いするとき
- 保証期間経過後に割当てられた配当金は、年金とともに年金受取人にお支払いします。

【ご留意点】

- 傷害保障付積立保険、保険料払込免除特約、契約者保障保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約には、配当金がありません。
- 当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。
- 積立てられた配当金の受取人が契約者と異なることがあります。

〔単独で保険契約に加入している場合〕

保険金のお支払い*4により保険契約が消滅*5した場合、積立てられた配当金を、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。*6

〔複数の保険契約を組み合わせている場合〕

保険金のお支払い*4により組み合わせたすべての保険契約が消滅*7した場合、積立てられた配当金を、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。*6

- 低解約払戻金型長寿生存保険について、年金開始日前の被保険者の死亡によりご契約が消滅する場合、積立てられた配当金は、死亡時支払金受取人にお支払いします。

- * 1 利率は金利水準等により変動することがあります。
- * 2 そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たす保険契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。
- * 3 個人年金保険料税制適格特約を付加している場合は、割当てられた配当金の取扱いが異なります。
- * 4 死亡保険金がない保険契約で、被保険者が死亡する場合を含みます。
- * 5 生活サポート保険については、初期サポート保険金(100)が支払われる場合を含みます。
- * 6 死亡保険金がない保険契約のみのご契約の場合で、被保険者の死亡により消滅したときは、死亡時支払金受取人にお支払いします。
- * 7 次の保険金が支払われる場合を含みます。
 - ・継続サポート3大疾病保障保険の3大疾病保険金
 - ・生活サポート保険の初期サポート保険金(100)

ご契約に際してのご留意点

保険契約の成立について

保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。
- 当社の生命保険募集人*は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。(当社の生命保険募集人*は、契約締結の媒介を行います。)
- *当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

《契約締結の「媒介」と「代理」について》

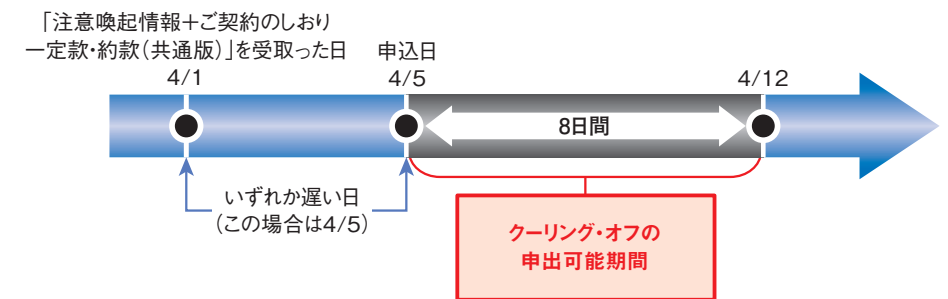
- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

クーリング・オフ制度について

保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。(クーリング・オフ制度)

- 保険契約の申込日または「注意喚起情報+ご契約のしおり一定款・約款(共通版)」を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。
- (保障見直し制度・一部保障見直し制度を利用した場合には、制度利用前のご契約に戻します。)

(例)



- クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。

【ご留意点】

- 次の場合、クーリング・オフ制度は利用できません。
 - ・当社指定の医師による診査後の場合
 - ・申込者または契約者が法人の場合

《申出方法(書面・電磁的記録)》

【書面の場合】

- ・クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。郵便により上記期間内(8日以内の消印有効)に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。
- ・書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

<記載事項>

- ・申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思(理由の記載は任意)
- ・申込者または契約者のお名前・住所・生年月日

【電磁的記録の場合】

- ・当社では、電磁的記録による申出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。
- ・当社ホームページから上記期間内(8日以内)に申出ください。
- ・当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

ご契約に際してのご留意点

告知義務と告知義務違反について

(1) 告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。^{*1}

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

(2) 告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書^{*2}」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入(告知)ください。

- 告知事項は「告知書^{*2}」に記載しています。
また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書^{*2}」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。
- 告知にあたり、生命保険募集人^{*3}が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

【ご留意点】

■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。
「告知書^{*2}」に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。生命保険募集人^{*3}、生命保険面接士や当社の確認担当職員^{*4}には告知を受ける権限がありません。そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

- *1 告知に加え、診査が必要となる場合があります。
- *2 当社所定の端末を使用する方法を含みます。
- *3 当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。
- *4 当社が委託した確認担当者を含みます。

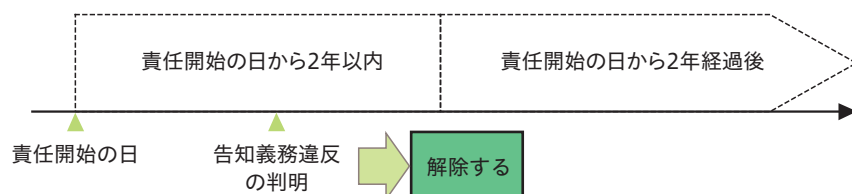
(3) 告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。^{*5}
- 告知義務違反による保険契約または特約の解除に関する取扱いは、「責任開始の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

＜責任開始の日から2年以内に告知義務違反が判明したケース＞

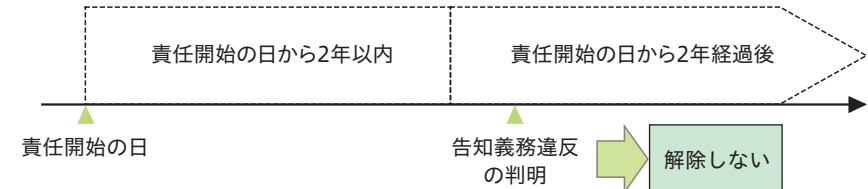
告知義務違反として保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



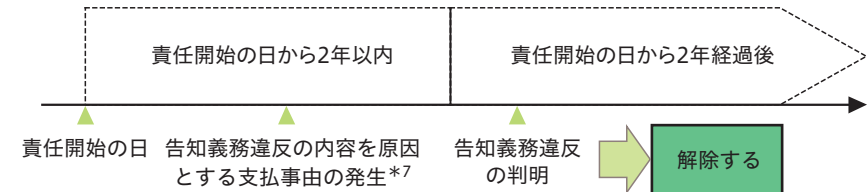
- *5 未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

＜責任開始の日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース＞

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始の日から2年以内に解除の原因となる事実により、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。^{*6*7}
この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



- 保険契約または特約を解除した場合でも、保険金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。
- 告知義務違反として保険契約または特約を解除する場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、保険金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(4) 傷病歴等がある場合の保険契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

- 傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
- 告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。
 - ・申込内容どおり引受ける。
 - ・特別な条件^{*8}をつけたうえで、引受ける。
この場合には、「特別条件付契約のしおり」をお渡しします。このしおりで示した条件を了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。その場合、所定の「承諾書」に署名ください。^{*9}
 - ・今回はお断りする。

- *6 責任開始時に原因が生じていたことにより、保険金等の支払いや保険料の払込みの免除が行われない場合も同様の取扱いとなります。
- *7 生活サポート保険や保険料払込免除特約については、責任開始の日から2年以内に、身体障害者手帳の交付がなく支払事由または免除事由には該当していない場合でも、所定の身体障がい状態に該当していることをもって解除することがあります。
- *8 次の特別な条件をつけて引受けることがあります。
 - ・保険料の割増
 - ・保険金の削減
 - ・特定の身体部位を保障しない
 - 等
- *9 契約者が法人の場合、署名に加え押印が必要です。

ご契約に際してのご留意点

責任開始時前に傷害や疾病等が生じている場合について

- 次の保険金等は、責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合には、支払事由に該当しないため、お支払いできません。この場合、保険料の払込みの免除もできません。

責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合に、お支払いできない保険金等

● 3大疾病保険金	● 特定疾病診断保険金	● 特定重度疾病保険金	● 生活サポート年金
● 初期サポート保険金(100)	● 初期サポート保険金(50)	● 認知症診断保険金	
● 軽度認知障がい診断保険金	● 入院給付金	● 外来手術給付金	● 先進医療給付金*
● 特定損傷給付金 等			

【ご留意点】

- 傷害や疾病が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険金等の支払対象となります。
 - ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知があった場合
 - ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合
 - ・ 入院給付金、外来手術給付金および先進医療給付金のお支払いについて、責任開始の日から2年経過後に入院を開始し、または外来手術や先進医療による療養を受けた場合

*原因となる傷害や疾病が責任開始時前に生じ、先進医療給付金がお支払いできない場合は、先進医療サポート給付金もお支払いできません。

免責について

免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金等をお支払いできません。
免責事由は、保険金等の種類によって異なります。

(例)終身保険の死亡保険金の免責事由

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。
この場合、契約者に責任準備金または解約払戻金をお支払いします。*1

	免責事由	契約者にお支払いする払戻金
A	責任開始の日から3年以内の被保険者の自殺	責任準備金
B	契約者の故意による被保険者の死亡 (上記Aを除きます。)	解約払戻金
C	死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡*2 (上記AおよびBを除きます。)	責任準備金

- *1 免責事由に該当した時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。複数の保険契約を組み合わせている場合、組み合わせたすべての保険契約の未払込保険料を差引きます。
- *2 故意に被保険者を死亡させた人が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

解約について

契約者はいつでも保険契約の解約を請求することができます。*

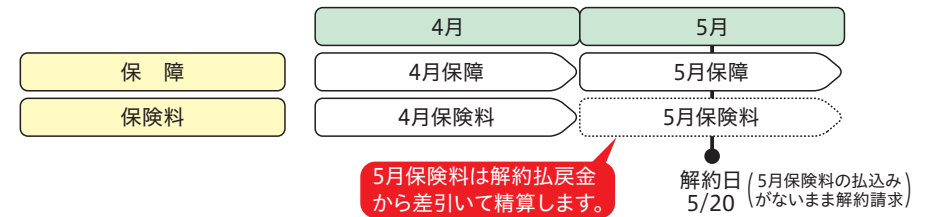
解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。(解約した場合、1カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続します。)

- 生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。したがって、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
 - なお、保険種類によっては、解約払戻金がまったくないものや、あってもごくわずかなものもあり、また、保険期間の途中で減少し、保険期間満了時にはなくなるものもあります。
 - 解約払戻金額は保険種類、契約時の年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。
 - 解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。
- 例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、1カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

*第1回年金支払基準日が到来している年金保険および低解約払戻金型長寿生存保険、生活サポート年金支払期間中の生活サポート保険は、解約できません。また、こども保険は契約者が死亡した場合、学資保険は第1回学資年金支払基準日が到来している場合は解約を請求することができません。

＜解約請求時の未払込保険料の取扱例＞

【例】契約応当日:4/1 解約日:5/20 保険料の払込回数:月払



【ご留意点】

- 新3大疾病保障保険(死亡保障10%型)、特定重度疾病保障保険、生活サポート保険、認知症保障保険、特定損傷保険、入院総合保険、がん医療保険、こども総合医療保険、保険料払込免除特約、契約者保障保険料払込免除特約、リビング・ニーズ特約には、解約払戻金がありません。ただし、認知症保障保険、入院総合保険、がん医療保険は保険期間が終身かつ保険料払込期間経過後の場合には、次の解約払戻金があります。(認知症保障保険:認知症診断保険金額の10%の金額 入院総合保険:入院給付金額と同額 がん医療保険:入院給付日額の5倍の金額)
 - 保険料払込免除特約のみを解約することができます。なお、複数の保険契約を組み合わせている場合、組み合わせたすべての保険契約に付加されている保険料払込免除特約を解約する必要があります。ただし、保険料の払込みが免除された場合は、保険料払込免除特約のみを解約することはできません。
 - 契約者保障保険料払込免除特約のみを解約することができます。なお、こども保険にこども総合医療保険を組み合わせている場合、こども保険・こども総合医療保険それぞれに付加されている契約者保障保険料払込免除特約のいずれも解約する必要があります。ただし、契約者保障保険料払込免除特約により保険料の払込みが免除された場合は、この特約のみを解約することはできません。
 - 特定損傷保険を組み合わせている場合に、他の保険契約の解約により特定損傷保険のみを継続させることはできない等、解約に際しては所定の取扱いがあります。
 - 学資保険の解約払戻金額は、死亡保険金額を上限とします。また、こども祝金あり型の場合、こども祝金のお支払いにより、解約払戻金が減少します。
- 【出産サポート給付金付3大疾病保障保険の場合】
- 解約払戻金額は、給付金支払回数、給付金支払合計額等により異なります。例えば、給付金をお支払いしている場合の解約払戻金額は、給付金をお支払いしていない場合の解約払戻金額を下回ります。
 - 給付金支払合計額によっては、解約払戻金はまったくないこともあります。
 - 保険金額等を減額する取扱いはありません。
- 【低解約払戻金型長寿生存保険の場合】
- 解約払戻金は、低く設定しており、低く設定する割合を70%としているため、保険料払込期間中どの時点で解約しても、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。